

## 備前市議会基本条例（案）に対する意見募集結果の公表について

備前市議会基本条例（案）に対して、市民の皆様からお寄せいただいた御意見等に対する市議会の考え方は次のとおりです。

なお、御意見等は、その趣旨を損なわないよう誤字等を除いてほぼ原文どおりに記載し、項目（主に条文）ごとに入れ替えています。

募集期間：令和2年7月27日（月）～ 8月26日（水）

募集結果：20件（3名）

整理 番号	条例案の該当箇所		御意見等	市議会の考え方
	頁	項目		
1-1	-	総括	<p>議会に関する基本的事項を定めるということですが、解説にもある『議会が果たすべき役割を検証する中で、今後求められる議会の機能やこれまでの取り組みをルール化する必要性から』条例化しようと考えられるのは理解できますが、これまでの貴議会での取り組みで評価できるのは議会報告会ぐらいです。この条例で肝となるものとして『議員間討議』があると思います。これが今できているのでしょうか。理想形を求められているのは伝わります。ただ、今（10月1日施行）でなくてもいいのでは。</p> <p>備前市議会の最高規範なら、守って当然、できて当たり前です。これが守れない人は備前市議会議員ではない（守れないような人は議員になれない）というものではないでしょうか。</p> <p>条例制定しようとする現議員が実践できるかどうか、この条例の施行は次期議会からとして、例えば『備前市議会規範』とかで同様のことを守井議長の下、残りの任期中で真摯に実践されてみて、その結果について市民の意見や評価も得ながら、手直しが必要なら直し、さらに良いものにされたらどうでしょうか。</p> <p>市民は、議会基本条例がある議会を期待しているとは思えません。条例がなくともこの条例（案）に盛り込まれたような活動ができる議会に期待しているものと思います。</p> <p>議会は、構成員の議員の一般選挙ごとで途切れ、期毎で違っていると認識しています。</p> <p>ですから、議会基本条例は、制定して守っていくのではなく、市民から信頼される議会として実践したものを不変のものとして継承すべき内容を条例化していかれてはどうでしょうか。</p>	<p>条例化の意義については、御理解をいただきありがとうございます。</p> <p>議会基本条例は、市民の皆様から信頼される議会として実践したものを継承することはもちろんですが、議員間で議論を尽くすことや継続的に議会改革へ取り組むための組織作りなど今後の目指すべき姿も盛り込んだ内容としております。</p> <p>本条例の制定は、市議会の活性化のためにこれを検討した前期の議会からの申し送り事項であり、引き継いだ現議員が実践し、見直して、次につないでいくため、誰もが知り得る形でもある条例という明文化を予定どおり行っていきたいと考えております。</p>

整理 番号	条例案の該当箇所		御意見等	市議会の考え方
	頁	項目		
3-1	1	第2条第2項	『政策立案の強化に努める…』 ⇒ 『政策立案に努める…』で十分では。	これまでも提言、提案を含めて政策立案に取り組んでおり、さらに強化を目指すとの思いを込めて原案どおりといたします。
1-2	2	第2条第4項	『議会運営に関わる条例、規則、申し合わせ事項等を継続的に見直し、…』とありますが、備前市議会には先例が定められているはずですが、先例は、議会運営に関して会議規則や委員会条例を補完するものと理解しています。対して申し合わせは、各期の構成議員が議会内での約束事、取り決めだと思っています。優劣はないとは思いますが、先例より申し合わせがここに出てくることに疑問を感じるとともに、現在の議会運営で先例が軽んじられているようではありません。この先例は、平成元年3月に、当時の議運を中心にまとめられました。備前市は昭和46年4月に県内10番目の市として市制施行されて以来、市議会としてしっかりとした運営をしていこうという当時の議会の思いの中で培われた4期15年以上の集大成として定められたものです。今の議会には、そのことが伝わっていない？響いていない？ように思えて残念です。	決してこれまでに培われた議会運営の集大成である先例や編纂当時の議会の思いを軽んじたものではございません。また、申し合わせは現議員間のルールであることも承知しております。本件については、御意見を真摯に受け止め、条文を再考した結果、『議会運営に関わる条例、規則等を継続的に見直し、…』に改めることといたしました。さらに、議会の先例及び申し合わせについては逐条解説に追記することといたします。
1-3	2	第5条第2項	委員会の審査についての説明や所管事務調査にあたって、市民との意見交換の場として懇談会を開くとのことですが、どのようにやられるのでしょうか。また、市民からの開催要望に応えていただけるのでしょうか。 (第9条にも関連)	ここで規定する市民の皆様との意見交換をするための懇談会等は、あくまでも委員会が、所管する事件を審査または調査するうえで必要に応じて開催を判断するものと御理解ください。
3-2	2	第6条第2項	『会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、…』 私共市民は、日常の活動状況を拝見する程度で、どの様な理念をお持ちなのか理解する機会も少なく、本当に同一理念を有する方々かなと感じることがあります。	議員個人の理念が会派内で調整できない場合も想定されますが、議案に対する意見交換による方向性の調整、政策に関する研究や情報共有による議員の資質の向上など会派には多くのメリットがあるため、会派制を採用しています。
1-4	2	第7条第1項	『所信表明を行う』と聞けば、その職にある人が自分の考えや信念、方針などを表明するように思っています。いわゆる当選承諾に代えての所信表明ならわかりますが、当選が確定していない段階でのこの表現はいかがなものでしょうか。 正副議長選挙に立候補制を採るということの規定されようとしているのかと思いますが、市民にわかるのでしょうか…わかりやすい議会運営を目指されているのでは。	ここで言う所信表明とは、議長や副議長を志す議員が、それらの選挙に先立ってどのような議会を目指すのかなどを表明するものです。 正副議長選出の過程を明らかにし、開かれた議会を目指すために行うものです。

整理 番号	条例案の該当箇所		御意見等	市議会の考え方
	頁	項目		
1-5	2	第8条第1項	議会改革に『議会改革推進会議を設置することができる』とありますが、どのような会議なのでしょう。構成は議員のみのようなのですが、市民も参加できる会議にしてほしいと思います。 議長が別に定めるともありますが、まだどういうものか定まっていないのですか。 議会運営委員会に議長が諮問すればいいのではとも思いますが…	御意見をいただきましたとおり、これまでの議会改革は、議会運営委員会で検討してまいりましたが、発展的に専門組織の立ち上げを可能にするための規定です。 議会改革に関する市民の皆様の御意見聴取は、当面議会報告会での意見交換会で行いたいと考えますので、まずは必要に応じて議会内部の協議機関として設置を検討することといたします。
1-6	3	第9条第2項	議会が行う懇談会とは、どのような場合を想定されていますか。	議会報告会に合わせて開催する意見交換会を想定しています。
1-7	3	第9条第4項	議会報告会の規定のようですが、議会閉会後では物事が決まった後の事となり、案件に対する市民の是非論が聞けないのではないのでしょうか。また、議会に上程される議案の内容について、どれほどの市民が知っているのでしょうか。議案への是非論を聞くには議決日より前でないと… 市政の課題の意見交換なら議会前に聞いていただいて、直後の議会にかけるという姿勢のほうが積極的に見えるのではないのでしょうか。 定例会は年4回というのが条例で決まっています。ここでは、開催回数を明記されてはどうですか。	議員は市民の負託を受けて、議案の審査に臨んでいること、また、議案の提案から議決までには時間的な制約が課題となることから、議案の審査と市政の課題解決については切り離し、年間を通じて意見交換できる機会を設けたいと考えます。 議会報告会は、年4回の市議会定例会後に開催することとしています。言い換えれば次期定例会前に市民の皆様からの御意見を頂戴することになるとも考えられます。 また、気象状況や感染症の流行などによる中止や延期も想定されるため、開催回数の明記は控えておりますので、御理解をお願いいたします。
1-8	3	第10条第3項	反問権の規定中に『議長の許可を得て』とありますが、一般質問を一問一答でやられる中で、一々議長の許可がないと質問の趣旨確認ができないのでは、議事が停滞するのでは。議員各位は当然にわかりやすい質問をされるのでしょうかからあまりないとは思いますが…	議会基本条例を協議する中で、反問権の付与にまでは至らず、質問等の趣旨の確認することができる規定としました。 議事が停滞しないよう、わかりやすい発言に努めてまいります。
1-9	4	第19条	解説にあるように、地方自治法で議会は、議員の調査研究に資するため、官報、公報及び刊行物を保管して置くために図書室を附置しなければならないとされていることから、第1項中の『設置し』は不要では。蔵書の充実に努められ、また市民誰もが利用できるのは結構なことです。	議会図書室は、地方自治法により設置が義務付けられておりますが、新庁舎への移転を機に図書室の充実を図ったことから設置規定を設けたものでございます。 今後は、議会内に図書に関する委員会を設け、誰もが利用できる図書室としての運営を協議してまいります。
1-10	5	第21条第1項	議員政治倫理は議長が別に定めるではなく、解説にあるように備前市議会議員倫理規程で定めるとはならないのでしょうか。	他の条文との整合を図るため、原案どおりといたします。
1-11	5	第21条第2条	議員政治倫理についてありますが、議員は倫理基準違反の審査の対象となるのでしょうか。	備前市議会議員倫理規程に則って審査が行われることとなります。

整理 番号	条例案の該当箇所		御意見等	市議会の考え方
	頁	項目		
1-12	5	第23条第2項	<p>特別職報酬等審議会ですが、答申を尊重するのは当然のことです。また、同審議会は市長の諮問機関のはずですから、議会が云々言うのはいかがでしょうか。</p> <p>議員報酬について触れられるのであれば、公務員の給与改定に人事院勧告があるように、報酬改定時だけではなく、毎年、もしくは隔年でもいかに議員報酬が適正であるかどうかについて、市長に特別職報酬等審議会の開催をお願いするようなことの規定はできないのでしょうか。</p>	<p>備前市特別職報酬等審議会（以下「審議会」）は、市長の諮問に応じて設置される組織と認識しております。</p> <p>ここでは、議員報酬の額の改定が議員の提案によって成し得ることから、審議会のような住民代表や有識者など第三者の意見を反映することが望ましいことを規定したものであり、市長に対して審議会の開催をお願いする場合もあり得ますが、市長の提案による改定も想定されることから、開催要請の規定は設けないことといたします。</p>
1-13	5	第25条	<p>議員と議会の責務についてありますが、責務が果たしているかどうかのチェックは何処で誰がやられるのでしょうか。議会活動を評価する市民会議のようなものを設置されないのでしょうか。そうすれば、第8条や第27条について担保されると思いますので、ぜひお願いします。</p>	<p>前文並びに第1条に掲げる条例の目的、また、第2条及び第3条に規定する議会及び議員の活動原則の遵守については、議会が責任をもって検証していきたいと考えます。</p>
3-3	5	第26条	<p>『速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない』</p> <p>議員活動を行ううえで、重要な研修と認識します。従ってどんな研修を行うのか課題と思います。</p> <p>例えば、外部のオブザーバーに参加願うとか等</p>	<p>貴重な御意見を参考に研修を充実させていくよう努めてまいります。</p>
1-14	5	第27条第1項	<p>目的が達成されているかどうかの検証ですが、『必要に応じて』とは、どういうことでしょうか。定期的にはされないのでしょうか。</p> <p>また、どのような方法で検証されるのでしょうか。市民意識調査とかされるのですか。</p>	<p>条例の検証は、議会内で定期的に行います。</p> <p>また、必要に応じて外部評価などを採用し、客観的な検証に取り組みます。</p>
3-4	5	第27条第1項	<p>『この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする』</p> <p>条例を制定した議会が、目的が達成されたかどうか検証するのは無理が有るのでは。やはり第三者がそこには必要では。</p>	<p>上記でお答えしたとおりです。</p>

整理 番号	条例案の該当箇所		御意見等	市議会の考え方
	頁	項目		
2-1	-	その他	<p>議会基本条例（案）を読ませていただきましたが、内容は皆様方がすべき当たり前の事が淡々と書かれているだけで、それも具体性に乏しく、どうにでも言い訳できる表現で、失礼ですが「こんなんを作って意味がある？」そう思いました。</p> <p>第1条の目的を達成するためのひとつに、議会は市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることとありますが、要は皆様方が問題意識を持ってチェックされるかどうかだと思います。2年前にリプレセターの運営について言わせていただきましたが、皆様方は無反応でした。「皆様方が認めた条例が守られていませんよ」とお知らせしても無反応でした。「皆様方は職員に嘗められていますよ」とまで言わせていただきましたが、それでも皆様方は無反応でした。</p> <p>第25条に議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会の運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならぬとあり、第27条に議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとなっておりますが、今回の条例制定を本気でお考えならば、この検証は「外部の方」に託すべきではないですか？そうすれば皆様方の本気度が見え、市民から「理解と納得」が得られると私は思いますが、そうでなければ、皆様方で作って皆様方で検証するのですから「意味のない形だけの検証」になることが十分予想されますので、有形無形の条例になるような気がします。</p> <p>そこで今回このような物を作られることから、次の2点について何かしら動きをされることを改めて期待して言わせていただきます。ひとつは21日の懇談会で言わせていただきました備前市施設管理公社（以下「管理公社」という。）の運営についてです。管理公社は、多額の税金が投入されているにも関わらず、収入を増やす努力をしていない、出来るのにしていない。そして市は、していないことを黙認し、その後しなくてもよい策を態々作って「公然と依怙鬪員」しているのです。</p> <p>もうひとつは伊里区長会（以下「区長会」という。）に出ている補助金の使い方です。区長会は、長年その補助金の8割は区長の為に使われ、市の補助金の目的から逸脱した使われ方をしていますが、にも拘わらず市は見ても見ぬ振りです。どちらも市民の貴重な税金が無駄遣いされているにも拘わらず、公然と堂々とおこなわれています。まさに地方自治の基本である「公平」「公正」「平等」は、備前市には存在していないようです。是非このことにメスを入れて「膿」を出して、真つ当な形にさせていただきたい、すべきだと思います。最後に中学校の統廃合ですが、何故4がダメなら3ではなく2なのですか？伊里に吉永に行くことを何故好診しないのですか？丁寧な説明とは「本当の事を言う」ことだと思いますが、それが無いのが残念です。</p>	<p>議会基本条例は、第24条に規定しておりますとおり、議会における最高規範であることを明確にし、第1条に掲げる目的達成に向けて努力することを定めたものです。</p> <p>条例の検証については、第27条の御意見にお答えしたとおり、議会内で検証作業を行い、その検証を踏まえて外部評価を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。</p> <p>後段における3点の問題提起につきましては、市政に関する事案であり、本条例（案）とは別の問題と受け取らせていただきますが、未回答となっている事案につきましては、今後の議会で調査をしてまいります。</p>

整理 番号	条例案の該当箇所		御意見等	市議会の考え方
	頁	項目		
3-5	-	その他	8月20日付、山陽新聞によると2010年頃から議論されたとのこと。通常の議員活動の合間をぬって熱心に討議煮詰めて下さったことに敬意を表します。議員の皆様方には、本基本条例の意を十二分にお汲み取り下さって、市政発展にご尽力下さることを切に願ってやみません。	今後の議会に求められる機能の充実やこれまでの取り組みに関する条例化は、前期の議会からの課題でした。 議会基本条例の制定が、議会改革の再スタートであることを忘れることなく、これからも市民の皆様への御期待に沿えるよう精一杯努力してまいりますので、引き続き御支援のほどお願いいたします。